新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改 正	後				前	
表第2 (老 <i>)</i>	(ホーム)			別表第2(老人	ホーム)		
市区町村名	老人ホームの名称	所 在	地	市区町村名	老人ホームの名称	所 在 :	地
(略)				(略)			
長岡市	(略)	(略)		長岡市	(略)	(略)	
	サービス付き高齢者	長岡市下々多	₹2		サービス付き高齢者	長岡市下々条:	2
	向け住宅 シニアサ	丁目1373番均	也1		向け住宅 シニアサ	丁目1373番地	1
	ポートホームみのり				ポートホームみのり		
	長岡				長岡		
	特別養護老人ホーム	長岡市黒津岡	丁字				
	アカシアの丘黒条	東田367番地	.				
	介護付有料老人ホー	長岡市宮本町	丁1				
	ム フレンドリーハ	丁目甲11番	<u>1_</u>				
	<u>ウスみどりの杜</u>						
(略)				(略)			
三条市	(略)	(略)		三条市	(略)	(略)	
	特別養護老人ホーム	三条市大島3	3783		特別養護老人ホーム	三条市大島378	33
	おおじまの里	番地1			おおじまの里	番地1	
	介護付有料老人ホー	三条市曲渕:	3丁				
	ム きららふれあい	<u> 目 3 -20</u>					
	の杜三条						
(略)				(略)			

附則

この規程は、公布の日から施行する。